

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき 有害微生物のリスト

(平成 28 年 12 月 26 日現在)

1. 基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）」を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施しています。

標準手順書に基づき、収集した食品安全に関わる情報や、消費者、食品事業者等の関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物を以下のとおり選定しました。

2. 対象とする危害要因の分類

(1) リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」及び「国際的動向」を考慮に入れた上で、「農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準」¹（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定しました。

(2) 対象とする危害要因は、以下のような区分に分類しました。

- ① リスク管理を継続するため、汚染実態調査の実施及びリスク管理措置の検討の必要がある危害要因
- ② リスク管理を進める必要があるが、リスク管理措置の必要性を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト

- ① リスク管理を継続するため、汚染実態調査の実施及びリスク管理措置を検討する必要がある危害要因
 - カンピロバクター
 - サルモネラ

¹ 平成 28 年度リスク管理検討会（第 2 回）（平成 28 年 9 月 12 日）資料 1 「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の検討表について」より

腸管出血性大腸菌

ノロウイルス

リステリア・モノサイトジェネス

- ② リスク管理を進める必要があるが、リスク管理措置の必要性を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因

E型肝炎ウイルス

A型肝炎ウイルス

4. 留意事項

- (1) 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト及び区分については、隨時見直しを行います。
- (2) 3①及び②の有害微生物について、各種情報収集や予備的リスク推定の結果、日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断した場合、当面リスク管理の対象から除きます。
- (3) 優先的にリスク管理を行う有害微生物のリストに掲載していない有害微生物についても、国内外の動向、研究の進展等について、関連情報の収集を可能な範囲で実施します。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を選定する。

(1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)

1) 危害要因の病原性

- ・ 症状の重篤性
- ・ 症状の持続期間
- ・ 患者からの二次感染

H : 重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となることがある。

M : 症状は一定期間持続するが、死亡することはまれである。

L : 死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。

2) 当該危害要因が原因と特定された患者数

H : 国内において最近3年間の平均報告患者数が1000名以上である。

M : 国内において最近3年間の平均報告患者数が100名以上1000名未満である。

L : 国内において最近3年間の平均報告患者数が100名未満である。

(2) 関係者の関心度

リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H : 非常に関心がある。

M : 関心がある。

L : あまり関心がない。

－ : 知らなかった

(3) 國際的動向

○ コーデックス食品衛生部会(CCFH)における実施規範や基準値作成の検討。

○ FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。

○ 海外におけるリスク管理の取組状況

H : 国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M : 一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L : 上記のいずれにも該当しない。